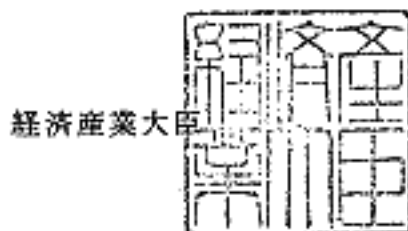


経済産業省

平成14・10・30原第2号

平成15年2月17日

原子力委員会委員長 殿



九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

九州電力株式会社代表取締役社長 鎌田 迪貞 から平成14年10月30日付け原発本第56号（平成15年2月6日付け原発本第228号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号炉及び2号炉の気体廃棄物処理設備を共用化及び一部設備を撤去するとともに、1号炉及び2号炉の液体廃棄物処理設備の一部を共用化する。
- (2) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の雑固体溶融処理設備を設置するとともに、雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理を追加する。
- (3) 3号炉及び4号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンクを1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉で共用するとともに、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンクを1基増設する。

(4) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の固体廃棄物貯蔵庫を増設する。
これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 1号炉及び2号炉の気体廃棄物処理設備を共用化及び一部設備を撤去するとともに、1号炉及び2号炉の液体廃棄物処理設備の一部を共用化する。
- (2) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の雑固体溶融処理設備を設置するとともに、雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理を追加する。
- (3) 3号炉及び4号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンクを1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉で共用するとともに、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンクを1基増設する。

(4) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の固体廃棄物貯蔵庫を増設する。
これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金、社債及び一般借入金により調達される計画であり、申請者には、その経理的基礎があるものと認められる。